

(2) 管理規程の整備等

勸告	説明図表番号
<p><b>【制度の概要】</b></p> <p>上記のとおり、国営造成施設及び県営造成施設については、直轄管理、管理委託及び譲与の3つの形態があり、団体営造成施設については、土地改良区は施設の管理について定款に記載し、管理することとされている。</p> <p>また、土地改良区は、国営造成施設、県営造成施設、団体営造成施設の別にかかわらず、ダム、頭首工又は都道府県知事が指定する水路の管理を行う場合には、その重要性に鑑みて、管理規程を定めなければならないとされている（土地改良法第57条の2）。</p> <p>同様に、都道府県及び市町村は、ダム、頭首工又は都道府県知事が指定する水路の管理を土地改良法に基づく土地改良事業として実施する場合には、管理規程を条例により定めなければならないとされている（土地改良法第93条の2及び第96条の4）。</p> <p>さらに、管理規程には、ダム又は頭首工であれば、貯水、放流又は取水に関する事項、都道府県知事が指定する水路であれば、施設において保持すべき水質基準に関する事項など、施設の管理に関し、必要な事項を定めなければならないとされている（土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号）第48条の2）。</p> <p><b>【調査結果】</b></p> <p>地方公共団体又は土地改良区が管理している農業水利施設の維持管理について、当省の実地調査時点（平成24年8月～11月）における規程類の整備状況及び維持管理の実施状況を調査したところ、以下のような事例がみられた。</p> <p>① 土地改良法上の管理規程が策定されていないもの（3事例）</p> <p>② 規程で定める事項が未点検、点検や観測の結果が未記録となっているもの（8事例）</p> <p>③ 設備が故障したまま補修が実施されていないもの（1事例）</p> <p>農業水利施設の管理者は、施設機能の適切な発揮、安全性の確保等の観点から施設の維持管理を適切に行う責務を有しており、このため、施設の管理に必要な規程として土地改良法に基づく管理規程等を定めるとともに、これに則した管理を行うことが重要と考えられる。</p> <p><b>【所見】</b></p> <p>したがって、農林水産省は、地方公共団体及び土地改良区に対して、農業水利施設の管理に必要な規程を整備するとともに、規程に則した管理を行うことについて、指導・助言する必要がある。なお、その際、地方公共団体の自主性・自立性が確保されるように配慮すること。</p>	<p>表2-(2)-①</p> <p>表2-(2)-②</p> <p>表2-(2)-③</p> <p>表2-(2)-④</p>

## 表 2-(2)-① 管理規程に関する規定（抜粋）

### ○ 土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）

（管理規程）

第 57 条の 2 土地改良区は、第 2 条第 2 項第 1 号の事業のうち農業用排水施設又は農用地の保全上必要な施設（これらの施設のうち農林水産省令で定めるものを除く。）の管理（委託を受けて行なうこれらの施設の管理を含む。）を行なう場合には、農林水産省令の定めるところにより、当該事業の実施の細目について、管理規程を定め、当該事業の実施前に都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 前項の管理規程において定めるべき事項は、農林水産省令で定める。

3 土地改良区は、第 1 項の管理規程を変更し、又は廃止しようとするときは、都道府県知事の認可を受けなければならない。

4 都道府県知事は、第 1 項又は前項の認可をしたときは、農林水産省令の定めるところにより、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

（管理規程）

第 93 条の 2 国又は都道府県は、第 2 条第 2 項第 1 号の事業のうち農業用排水施設又は農用地の保全上必要な施設（これらの施設のうち農林水産省令で定めるものを除く。）の管理（委託を受けて行なうこれらの施設の管理を含む。）を行なう場合には、農林水産省令の定めるところにより、（都道府県にあつては、条例で、）当該事業の実施細目について、当該事業の実施前に管理規程を定めなければならない。

2 農林水産大臣は、前項の規定により管理規程を定めたときは、農林水産省令の定めるところにより、遅滞なくその旨を公告しなければならない。管理規程を変更し、又は廃止したときも、同様とする。

（土地改良事業の開始）

第 96 条の 2 市町村は、土地改良事業計画を定めて土地改良事業を行うことができる。

（準用規定）

第 96 条の 4 第 96 条の 2 第 1 項の規定により行なう土地改良事業には、第 57 条の 2 第 1 項から第 3 項まで（中略）の規定を準用する。（中略）第 57 条の 2 第 1 項及び第 3 項中「都道府県知事の認可を受けなければならない」とあるのは「都道府県知事に協議しなければ」と、同条第 1 項中「管理規程を定め」と（中略）読み替えるものとする。

### ○ 土地改良法施行規則（昭和 24 年農林省令第 75 号）

第 48 条の 2 法第 57 条の 2 第 1 項の管理規程において定めるべき事項は、次の各号の区分に従い、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

1 当該施設がダムその他のえん堤である場合

イ 貯水、放流又は取水に関する事項

ロ 施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項

ハ 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に関する事項

ニ ダムにあつては、当該ダムを操作するため必要な気象及び水象の観測に関する事項

ホ その他施設の管理に関し必要な事項

2 当該施設が農業用排水路である場合

イ 施設において保持すべき水質基準に関する事項

ロ 予定廃水（施設に排出されることを予定する廃水をいう。以下同じ。）に関する事項

ハ 施設に排出される予定廃水以外の廃水に対してとるべき措置に関する事項

ニ その他施設の管理に関し必要な事項

表 2-(2)-② 土地改良法上の管理規程が策定されていないもの

施設管理者名	内容
宮川用水土地改良区	宮川用水土地改良区は、三重県から譲与を受けた県営造成施設である頭首工 5 施設（①外城田第 1 頭首工、②外城田第 2 頭首工、③外城田第 3 頭首工、④セチゴ頭首工及び⑤久保頭首工）について、土地改良法に基づく管理規程を策定していない。
福山市土地改良区	福山市土地改良区（当時は、合併前の福山市久松土地改良区と福山市葦陽土地改良区）は、昭和 37 年 11 月に広島県から管理委託を受けた県営造成施設である七社頭首工（県営農業水利改良事業（工期：昭和 36～37 年）により造成）について、土地改良法に基づく管理規程を策定していない。
上伊那郡西天竜土地改良区	上伊那郡西天竜土地改良区は、管理する団体営造成施設である西天竜頭首工について、土地改良法に基づく管理規程を策定していない。 同区は、その理由について、毎日巡視しているほか、月 1 回、発電施設でもあるため県企業局職員と一緒に点検を行い、巡視、点検の都度「頭首工取水設備・幹線水路巡視点検記録」に記録しているためとしている。

（注） 当省の調査結果による。

表 2-(2)-③ 規程で定める事項が未点検、点検や観測の結果が未記録となっているもの

施設管理者名	内容						
鶴岡市	<p>鶴岡市（管理委託協定締結時は羽黒町）は、平成 17 年 9 月 30 日から国の委託を受けて国営造成施設である三又ダム及び水呑沢頭首工の管理を行っているが、次のとおり、規程上、点検することとされている事項が未実施又は未記録となっている。</p> <p>表 事例の概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三又ダム</td> <td> <p>三又ダム操作規程（東北農政局）又は三又ダム管理規則（鶴岡市）で規定されている次の事項について、観測等が未実施又は実施しても記録されていない。</p> <p>① ダムの堆砂状況についての観測・測定結果は記録しておかなければならないとされているが、目視で確認しているとしており、記録されていない。（三又ダム操作規程第 17 条第 1 項及び第 3 項、三又ダム管理規則第 25 条）</p> <p>② ダムの沈下量についての観測・測定結果は記録しておかなければならないとされているが、目視で確認しているとしており、記録されていない。（三又ダム操作規程第 17 条第 1 項及び第 3 項）</p> <p>③ かんがい期に測定することとされている貯水池表面付近の水温が測定されていない。（三又ダム操作規程第 17 条第 1 項）</p> <p>④ ゲートの操作を行った際は、操作理由、操作時間、開度、放流量を管理日誌に記録することとされているが、管理日誌において、その記録を確認することができない。（三又ダム管理規則第 27 条）</p> </td> </tr> <tr> <td>水呑沢頭首工</td> <td> <p>① 水呑沢頭首工管理規則（鶴岡市）において、かんがい期間中、毎日記録することとされている水温の測定が行われていない。（水呑沢頭首工管理規則第 17 条）</p> <p>② ゲートの操作時刻について、記録されていない。（水呑沢頭首工管理規則第 17 条）</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>（注） 三又ダム及び水呑沢頭首工の水温の測定について、鶴岡市は、未実施ではあるが、実施</p>	施設名	内容	三又ダム	<p>三又ダム操作規程（東北農政局）又は三又ダム管理規則（鶴岡市）で規定されている次の事項について、観測等が未実施又は実施しても記録されていない。</p> <p>① ダムの堆砂状況についての観測・測定結果は記録しておかなければならないとされているが、目視で確認しているとしており、記録されていない。（三又ダム操作規程第 17 条第 1 項及び第 3 項、三又ダム管理規則第 25 条）</p> <p>② ダムの沈下量についての観測・測定結果は記録しておかなければならないとされているが、目視で確認しているとしており、記録されていない。（三又ダム操作規程第 17 条第 1 項及び第 3 項）</p> <p>③ かんがい期に測定することとされている貯水池表面付近の水温が測定されていない。（三又ダム操作規程第 17 条第 1 項）</p> <p>④ ゲートの操作を行った際は、操作理由、操作時間、開度、放流量を管理日誌に記録することとされているが、管理日誌において、その記録を確認することができない。（三又ダム管理規則第 27 条）</p>	水呑沢頭首工	<p>① 水呑沢頭首工管理規則（鶴岡市）において、かんがい期間中、毎日記録することとされている水温の測定が行われていない。（水呑沢頭首工管理規則第 17 条）</p> <p>② ゲートの操作時刻について、記録されていない。（水呑沢頭首工管理規則第 17 条）</p>
施設名	内容						
三又ダム	<p>三又ダム操作規程（東北農政局）又は三又ダム管理規則（鶴岡市）で規定されている次の事項について、観測等が未実施又は実施しても記録されていない。</p> <p>① ダムの堆砂状況についての観測・測定結果は記録しておかなければならないとされているが、目視で確認しているとしており、記録されていない。（三又ダム操作規程第 17 条第 1 項及び第 3 項、三又ダム管理規則第 25 条）</p> <p>② ダムの沈下量についての観測・測定結果は記録しておかなければならないとされているが、目視で確認しているとしており、記録されていない。（三又ダム操作規程第 17 条第 1 項及び第 3 項）</p> <p>③ かんがい期に測定することとされている貯水池表面付近の水温が測定されていない。（三又ダム操作規程第 17 条第 1 項）</p> <p>④ ゲートの操作を行った際は、操作理由、操作時間、開度、放流量を管理日誌に記録することとされているが、管理日誌において、その記録を確認することができない。（三又ダム管理規則第 27 条）</p>						
水呑沢頭首工	<p>① 水呑沢頭首工管理規則（鶴岡市）において、かんがい期間中、毎日記録することとされている水温の測定が行われていない。（水呑沢頭首工管理規則第 17 条）</p> <p>② ゲートの操作時刻について、記録されていない。（水呑沢頭首工管理規則第 17 条）</p>						

する必要性を再度検討し、不要と判断したときは、規程を改正したいとしている。

	<p>する必要性を再度検討し、不要と判断したときは、規程を改正したいとしている。</p>						
<p>宇佐市</p>	<p>宇佐市は、平成9年10月1日から国の委託を受けて国営造成施設である日出生ダムの管理を行っている（ただし、同市は、同ダムに係る管理業務について、同日から駅館川土地改良区連合に委託）が、ダムの点検状況を調査したところ、次の状況がみられた。</p> <p>①日出生ダム管理規程（平成17年3月）第31条において1か月に1回（日出生ダム操作規程（農林水産省制定）第18条及び別表第4においては3か月に1回）観測又は測定すべき事項とされている「沈下状況」（管理規程では変形）、②操作規程において毎日測定することとされている蒸発量については、測定記録が確認できなかった。</p>						
<p>一宮市、江南市、稲沢市及びあま市</p>	<p>一宮市、江南市、稲沢市及びあま市は、平成23年4月に東海農政局から委託を受けて管理することとなった大江排水路分流工の操作、日常管理等について、上記4市と宮田用土地改良区とが締結した共同管理に関する協定に基づき、同改良区に委託している。</p> <p>東海農政局と4市が締結した管理委託協定書をみると、大江排水路分流工の管理に当たっては、大江排水路分流工操作規則に基づいて行うこととされている。同規則では、施設管理者について「分流工は農林水産省が所有し、一宮市、江南市、稲沢市及びあま市に管理委託するものとし、関係市の代表は一宮市とする。ただし、操作については、宮田用土地改良区が行うものとする。」（第5条）とされ、また、「分流工の管理者は、ゲート等の操作に必要な施設を毎月1回以上点検し、常に良好な状態に整備しておくと共に、その結果を記録するものとする。」（第14条）とされている。そして、大江排水路分流工の細則である「大江排水路分流工操作規則の細部運用」において、「分流工点検・整備簿」の様式が定められている。</p> <p>しかし、宮田用土地改良区に保存されている「分流工点検・整備簿」を確認し、大江排水路分流工に係る点検の実施状況を調査したところ、下表のとおり、平成23年度は6回、24年度は当省の調査日（平成24年10月11日）現在で4回実施したのみとなっている。</p> <p>なお、同改良区は、所定の様式を用いた点検とは別に、目視による点検は毎月1回以上実施しているとしている。</p> <p>表 大江排水路分流工の点検状況</p> <table border="1" data-bbox="384 1234 1442 1391"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>点 検 月 日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成23年度</td> <td>4月4日、7月26日、8月4日、8月9日、12月13日、12月21日 計6回</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>4月4日、6月12日、6月27日、10月1日 計4回</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）分流工点検・整備簿が記録されているものに限る。</p>	年 度	点 検 月 日	平成23年度	4月4日、7月26日、8月4日、8月9日、12月13日、12月21日 計6回	平成24年度	4月4日、6月12日、6月27日、10月1日 計4回
年 度	点 検 月 日						
平成23年度	4月4日、7月26日、8月4日、8月9日、12月13日、12月21日 計6回						
平成24年度	4月4日、6月12日、6月27日、10月1日 計4回						
<p>当別土地改良区</p>	<p>当別土地改良区は、道営造成施設である茂平沢第二貯水池について、土地改良法に基づく管理規程である「茂平沢第二貯水池管理規程」に基づき管理を行っている。</p> <p>当該管理規程においては、気象（天気、気温、湿度、風力及び方向、降雨量、積雪量等）及び水象（水位、流入量、放流量、水温等）の観測結果や点検整備に関する事項等を管理日誌に記録しなければならないとされている。</p> <p>しかし、茂平沢第二貯水池に係る管理日誌には、湿度、風速、取水位や流入量などが記載されておらず、当該管理規程のとおり記録されていない。</p> <p>また、同土地改良区は、団体営造成施設である弁ヶ別Bダムについて、土地改良法に基づく管理規程である「弁ヶ別Bダム管理規程」に基づき管理を行っている。</p> <p>当該管理規程においては、気象（天気、気温、降水量等）及び水象（水位、流入量、放流量、水温等）の観測結果や点検整備に関する事項等を管理日誌に記録しなければならないとされている。</p> <p>しかし、弁ヶ別Bダムに係る管理日誌には、流入量及び放流量が記載されておらず、当該管理規程のとおり記録されていない。</p>						

	<p>さらに、同土地改良区は、団体営造成施設である茂平沢第1貯水池について、土地改良法に基づく管理規程である「茂平沢第一貯水池管理規程」に基づき管理を行っている。</p> <p>当該管理規程においては、気象（天気、気温、湿度、風力及び方向、降雨量、積雪量等）及び水象（水位、流入量、放流量、水温等）の観測結果や点検整備に関する事項等を管理日誌に記録しなければならないとされている。</p> <p>しかし、茂平沢第1貯水池に係る管理日誌には、湿度、風速、流入量及び放流量が記載されておらず、当該管理規程のとおり記録されていない。</p>
<p>北海土地改良区</p>	<p>北海土地改良区は、道営造成施設である宝池ダムについて、土地改良法に基づく管理規程である「宝池ダム管理規程」に基づき管理を行っている。</p> <p>当該管理規程においては、気象（天気、気温）及び水象（水位、取水量、放流量）の観測結果や点検整備に関する事項等を管理日誌に記録しなければならないとされている。</p> <p>しかし、宝池ダムに係る管理日誌には、気温が記載されておらず、当該管理規程のとおり記録されていない。</p> <p>また、同土地改良区は、団体営造成施設である小野の沢ダムについて、土地改良法に基づく管理規程である「溜池管理規程」に基づき管理を行っている。</p> <p>当該管理規程においては、気象（天気、気温）及び水象（貯水位、取水量）の観測結果や点検整備に関する事項等を管理日誌に記録しなければならないとされている。</p> <p>しかし、小野の沢ダムに係る管理日誌は作成されていない。また、小野の沢ダムに係る貯水池管理記録には、貯水位及び取水量が記載されておらず、当該管理規程のとおり記録されていない。</p>

(注) 当省の調査結果による。

**表2-(2)-④ 設備が故障したまま補修等が実施されていないもの**

施設管理者名	内容
<p>迫川上流土地改良区</p>	<p>迫川上流土地改良区は、国から管理委託を受けて国営造成施設である石越揚水機場を管理しているが、同機場の超音波流量計は、平成22年度に故障後、当省の実地調査時点（平成24年8月～11月）において、修繕されていなかった。</p> <p>石越揚水機場取水規程によると、取水を行った場合は取水量を記録する必要があり（第10条）、取水量は流量計により測定する（第5条）とされていることから、上記の超音波流量計の故障については、できるだけ早期に改修する必要がある。</p> <p>このことについて、同土地改良区は、超音波流量計の修繕に約900万円を要するとしており、修繕予算について栗原市と調整しており、財政的に厳しいものがあるが、できるだけ早期に補修することを検討している。</p>

(注) 当省の調査結果による